

# 一般社団法人全国国民健康保険組合協会委員会設置規程

第1条 本会定款第20条の規程により設ける委員会は、会務のうち会長が必要と認めた事項を調査審議するため適宜設置する。

第2条 委員会は、委員若干名で組織する。

第3条 委員会は、理事会の同意を得て会員から会長が委嘱する。

第4条 委員会に、委員長、副委員長を置き、会長が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。副委員長は委員長に事故あるとき委員長の職務を代行する。

第5条 委員長は、調査審議した案件について、その結果を会長に報告するものとする。

第6条 委員の任期は2年とする。

第7条 委員の費用弁償については、本会役員および委員の費用弁償規程を準用する。

第8条 委員会の庶務については、本会事務局職員をあてる。

## 附 則

この規程は、昭和58年10月25日より施行する。

## 附 則

1. 設立当初の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず昭和61年3月31日までとする。
2. この改正規程は、昭和59年3月8日より施行する。

## 附 則

この規程は、昭和61年9月12日より施行する。

## 附 則

この改正規程は、平成13年8月30日より施行し、第6条の規定については、平成13年4月1日から適用する。

## 附 則

この改正規程は、平成24年5月10日から施行し、平成24年4月1日より適用する。